

北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成28年 1月13日市長決裁
改正 平成28年 4月 1日市長決裁
改正 平成31年 1月10日市長決裁
改正 令和 2年 4月 1日市長決裁
改正 令和 3年 9月13日市長決裁
改正 令和 5年12月26日市長決裁
改正 令和 8年 6月18日市長決裁

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、少子高齢化の進行や人口減少等に対応するための施策の基本的な考え方をまとめる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び運用において、幅広い分野の関係者から意見を聴取するため、北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域産業・経済・雇用等に関して専門的な知識を有する者
- (2) まちづくりに関して専門的な知識を有する者
- (3) 教育に関して専門的な知識を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 有識者会議には会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、有識者会議への出席が困難なときは、あらかじめ会長に申し出ることによって代理の者を出席させることができる。

4 有識者会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第4条 第2条に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支

給することができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年1月13日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月13日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和5年12月26日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和8年6月18日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。